

Civil and Human Rights in the Japanese American Redress Movement: Wartime Incarceration and Other Historical Injustices

(日系アメリカ人リドレス運動史における
「市民権」と「人権」——戦時強制収容と
他の歴史的不正行為をめぐって)

Jun Abe*

SUMMARY: This paper analyzes the debates on Japanese American redress and reparations for historical injustices such as African American slavery, with an emphasis on the 1980s' discourse on civil and human rights. Previous studies have shown U.S. Congress members in the late 1980s interpreted “the internment” as a civil rights violation and used “redress” to project itself as the global moral and human rights leader in the post-Cold War era. However, this paper will show that Japanese American community leaders also contributed to this discourse throughout the 1980s. Therefore, redress was not unilaterally a U.S. government invention. Japanese Americans equally provided a framework for consensus-building in debates over the legitimacy of the redress movement.

* 阿部 純 Graduate Student, Graduate School of International Cultural Studies, Tohoku University, Sendai, Japan.

はじめに

近年ではその再検討が進んでいるが、太平洋戦争勃発後におけるアメリカの日系人の歴史は、従来、戦時下での排斥とそれに対する贖罪を希求した運動による「成功」の物語として語られてきた。¹周知の通り、第二次大戦時の強制収容政策に対して謝罪と賠償を求めた日系人は「過ちを正す」ことを内含する「リドレス (redress)」という言葉を用い、1970年代から1980年代後半にかけて運動を展開した。その結果、ロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 政権期における「1988年市民的自由法 (Civil Liberties Act of 1988; 以下、CLA)」の成立により、日系人への謝罪と賠償金の支給を勝ち得た。

従来のリドレス運動史研究では、リドレスの達成に向けて邁進する日系人の姿や他のマイノリティ集団との連帯が強調されてきた。²日系コミュニティ全体の努力がリドレスを実現させたという見解や、日系人以外からの広範な支持がリドレスをアメリカ社会に通底する問題として連邦議会に提示する役割を果たした事実と関係しているためである。³その反面、既存の研究では運動内でのマイノリティ側の複雑な関係性や確執は閑却される傾向にあった。

それに対して近年では、周縁的位置付けにあったラテンアメリカ諸国日系人や他のマイノリティ集団を中心に据え、リドレスの「成功」の影に隠れていた排除と忘却の問題やマイノリティ集団間の不和など、同運動の新たな側面に光を当てる研究が現れている。⁴リドレス運動の批判的検証が進む中、分析対象の射程範囲が広がりを見せることで、従来の研究では見えなかった複雑な運動史像が紐解かれている。このように現在のリドレス運動史研究では、日系人社会が同じ目標に向かい支持を拡大させながら進んだとする単線的な運動史叙述の脱構築が進んでおり、この流れは今後一層加速していくだろう。

以上の研究動向を踏まえた上で、本論ではリドレス運動の展開過程における他の歴史的不正行為、とりわけ黒人奴隷制への賠償をめぐる議論に着目する。歴史学者グレッグ・ロビンソン (Greg Robinson) によれば、概して黒人は1980年代のリドレス運動を強く支持してはいなかったという。⁵その要因の一つとして、奴隷制への賠償が優先されるべきだと多くの黒人が主張するようになったことを指摘する。⁶黒人層におけるリドレス運動への消極的態度とその要因を考察したロビンソンの研究は、日系人と他のマイノリティ集団の連帯を

強調する従来の研究とは一線を画すものであり、過去の不正への賠償をめぐる複雑なマイノリティ集団間の関係を浮き彫りにした。ただし、本論で明らかにするようにリドレスと奴隷制賠償の問題はマイノリティ間の関係論に留まるものではなく、アメリカの社会体制の根幹に関わる歴史認識に直結する問題でもあった。実際にリドレスに反対する保守派議員らは奴隷制賠償にも積極的に言及しており、運動の余波が奴隷制など他の歴史的不正行為に対する賠償を招きかねないとして被收容者への賠償金支給に反対した。⁷ロビンソンは日系人と黒人の関係性や論争にのみ焦点を当てているが、これに加えて本論では、奴隷制を含む他の歴史的不正行為への賠償との関連性からリドレスをめぐる議論がどのように展開したのかを、保守派議員と日系人の論争にも注目しながら検討したい。このように様々なアクターが錯綜したリドレス運動をめぐる言説を解きほぐす作業は、単線的な運動史を描き直すための手掛かりを与えるだろう。

さらにこのリドレスと他の歴史的不正行為への賠償をめぐる議論に加え、本論がもう一つ念頭に置くのは、強制收容が「人権」ではなく「市民権」の侵害として捉えられた問題である。日系人史研究者のキャスリーン・キヨミ・コゼン (Cathleen Kiyomi Kozen) は、CLAの可否をめぐる連邦議会審議で強制收容が「市民権侵害」と見なされた一方で、アメリカが世界の「人権」をリードする国家であることを示すための証左としてリドレスが解釈されたと指摘する。⁸こうした強制收容とリドレスの枠組みのズレを理解する上でコゼンは、ラテンアメリカ諸国日系人の強制收容が審議内で無視された点に着目する。⁹1988年のリドレスの出現は、冷戦後における世界の人権リーダーとしてのアメリカの自画像を形成する重要な契機となったが、その条件として第二次大戦中のラテンアメリカ諸国の日系人の強制連行をめぐる記憶を否認する必要があったという。¹⁰すなわち、強制收容が「基本的な市民的自由と憲法上の権利」の「根本的侵害」だと厳密に規定された背後には、国際的戦時犯罪の隠蔽と人権をめぐる世界的・普遍的な権威の主張という狙いがあったというわけである。¹¹

ただし、強制收容やリドレスをめぐる市民権と人権の問題は、強制收容以外の歴史的不正に対する賠償との関係性にも目を配りながら考察するべきだろう。本論が取りあげる奴隷制への賠償はいみじくも日系最大組織である「日系アメリカ人市民協会 (Japanese American Citizens League; 以下、JACL)」の指導者たちがリドレスの議論から排除した対象であり、その際に彼らは市民権の枠組みを積極的に用い

た。¹²そのため、強制収容が「人権」ではなく「市民権」の侵害と規定された背景には、コゼンが述べる対外的な問題に加えて、奴隷制など他の歴史的不正行為への賠償といった国内の問題が密接に関係していたと考えられる。

そこで本論では、強制収容政策に関する調査委員会が全米規模で開催した1981年の公聴会や、その後に連邦議会へと提出されたリドレス法案をめぐる小委員会での審議に注目し、リドレスをめぐる議論が他の歴史的不正行為への賠償との関連からどのように展開したのかを、「市民権」と「人権」をキーワードとしながら検討する。

はじめに1981年の公聴会に注目し、強制収容をめぐる語りを考察する。その後、リドレスと奴隷制への賠償をめぐる議論を検討する。続く第三節と第四節では、連邦議会へと提出されたリドレス法案に関する小委員会での公聴会に焦点を当て、リドレスと他の歴史的不正行為への賠償をめぐる議論を分析する。そして最後に、法案をめぐる語りを道徳と人権との関連から考察する。以上の作業を通して、リドレスという言葉がアメリカ政府によって一方的に利用されたのではなく、むしろこの運動の正当性をめぐる議論の合意形成過程に日系人側が積極的にその枠組みを提示していく過程を示したい。

第一節 強制収容をめぐる語り——「市民権」と「人権」を中心として

1970年、JACLが政府へのリドレス要求決議案を全国大会で採択した。¹³戦後の本格的なリドレス運動の幕開けである。その後、JACLのリドレス全国委員会や日系連邦議会議員の働きかけにより、1980年に「戦時民間人転住・収容に関する委員会（Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians; 以下、調査委員会）」が連邦議会に設置された。この調査委員会は、強制収容政策をめぐる事実調査や被収容者への救済措置の検討などを目的としたものであり、設置された翌年に全米で開催した公聴会では、日系人や政府高官、非日系人など750人以上が証言した。¹⁴本節では公聴会における証言の内容を「市民権」と「人権」に着目しながら考察する。なぜならば、この二つの言葉こそが、強制収容とリドレスをめぐる議論の中で重要な位置を占めていたからである。

1981年の公聴会における証言の特徴の一つは、強制収容が「市民権」、

「人権」、「憲法上の権利」を侵害する行為として糾弾されたことである。こうした語りは、各公聴会で広く見られたものだった。例えば、黒人として初めてニューヨーク州務長官（Secretary of State of New York）となったベイジル・パターソン（Basil Paterson）は、「私は様々な公共機関で全てのアメリカ人の人権と市民権を守るために成人期を費やしてきました」と述べた上で、強制収容が「甚だしい市民権侵害」と「恐ろしい人権侵害」であり、たとえ国家非常事態という理由であろうと「西海岸に住んでいた7万人の日系アメリカ人と4万人の日系在米外国人に対する第二次世界大戦時での拘禁」は「憲法上の権利を侵害するもの」だと主張した。¹⁵そして「ここに住む全ての人にアメリカ憲法の下での完全な人権を保障するための措置を講じるよう促す」機会を得たことを光栄に思うと述べた。¹⁶またシアトルの公聴会では、退役軍人であり両親が強制収容経験者のマシュー・マスオカ（Matthew Masuoka）が、「私が求めるのは、立ち退きによって無数の損失を被った人々のための正義と、人々の市民権と人間としての尊厳を剥奪した不当行為の是正です」と主張し、「このような市民権と人権の侵害が合衆国で許されたことは衝撃的です」と述べた。¹⁷ロサンゼルス公聴会では、強制収容経験者であるアーサー・マコト・ツネイシ（Arthur Makoto Tsuneishi）が「私たちアメリカ人は人権の問題に非常に敏感になっています」とした上で「収容所での経験」は「悪夢のような経験」であり、「私たちは自由を否定され、基本的人権を否定されました」と証言した。¹⁸このように公聴会では、市民権侵害と人権侵害の境界線は曖昧であり、強制収容は様々な権利を侵害する不正行為として批判されたのである。

これに加えてリドレスは、国際関係や外交政策との関連からアメリカにとって重要なものとして語られた。例えばサンフランシスコで証言したフローレンス・マキタ・ヨシワラ（Florence Makita Yoshiwara）は「相互依存関係が強まっている現在の国際社会において、人権擁護のリーダーであるアメリカ」は自身の過ちに向き合う「重い道徳的義務を負っています」と述べた。¹⁹さらにシカゴの公聴会におけるチャールズ・パーシー（Charles Percy）の声明書には日系人強制収容問題がアメリカの外交や人権と共に記されており、自らを「世界の人権と自由のモデル」と自認するアメリカが円滑に外交政策を推進する上でもリドレスに真摯に向き合うことは必要だという主張が書かれていた。²⁰

本節で見たように、1981年の公聴会において強制収容は市民権お

よび人権の侵害だと広く語られていた。それは権利侵害に市民権と人権を重ね合わせることで強制収容の非人道性を強調すると同時にリドレスの正当性を主張するものだった。すなわち、強制収容は市民権および人権を侵害した不正行為であり、そうした不正の是正は国際社会において人権の擁護者であるアメリカが向き合うべき道徳的義務だとされたのである。しかし次節で示すように、強制収容とリドレスをめぐる議論に奴隷制賠償問題が浮上した際には、市民権と人権をめぐる議論は複雑な諸相を呈することになる。

第二節 リドレスをめぐる議論——奴隷制賠償との関連性から

公聴会の開催時点で、JACLの活動家が危惧していたのは、黒人がリドレスに乗じて奴隷制賠償をめぐる問題を惹起することであった。²¹リドレスと奴隷制賠償の結びつきが共和党保守派からの反発を招くと懸念していたのである。²²そこで彼らは、日系人の要求は戦時下で「不当に監禁された日系アメリカ人へのリドレスという限定的事例」に過ぎないと提示することで、リドレスと奴隷制賠償との違いを明確にする必要性を感じていた。²³こうした日系人の立場や主張に対する黒人や保守派の反応は、これまで十分に分析されてこなかった。そこで本節では、公聴会での証言を中心として日系人、保守派、黒人に注目しながら奴隷制賠償とリドレスをめぐる議論を検討する。

公聴会ではリドレスを論じる際に奴隷制賠償問題に積極的に言及する人物がいた。調査委員会メンバーの一人であり、リドレスに強い反対姿勢をとった保守派として知られるカリフォルニア州選出の共和党下院議員、ダニエル・ラングレン (Daniel Lungren) である。²⁴ワシントン D.C. の公聴会で証言したラングレンは、自由黒人が奴隷かを問わず合衆国憲法は黒人を「市民」として認めていないと連邦最高裁判所が下した 1857 年のドレッド・スコット判決を持ち出しながら、リドレスと奴隷制に対する賠償について論じた。²⁵彼はドレッド判決が合衆国憲法史上「最悪」の判決だと断じた一方、「しかし私たちは、合衆国政府が実質的に奴隷制を支持し、奴隷制が存続するのを認めていたからといって、過去にさかのぼって賠償金を支払うべきだとは言いませんでした」と述べた。²⁶つまりラングレンは「最も酷い権利の剥奪」であった奴隷制に対する賠償がなされていない事実を引き合いに出すことで、強制収容に対する金銭的リドレスに反対する姿勢を見

せたのである。²⁷また同時にこれは、リドレスが奴隷制賠償の先例となることへの懸念の現れでもあった²⁸

さらに、ラングレンはロサンゼルスでの公聴会で再び奴隷制に言及し、アメリカ黒人になされていない賠償を日系人に行うことの正当性に疑義を呈した。²⁹この問いかけに対して JACL リドレス委員会メンバーのハリー・カワハラ (Harry Kawahara) は、他のマイノリティ集団の問題についての明言を避け、自分たちの役割は第二次大戦時に監禁された「アメリカ市民」として自らの主張の正当性を示すことだと述べた。³⁰この発言からは、被収容者の多くが「アメリカ市民」であったと主張することで奴隷制と強制収容を差別化しようとする狙いを看取できよう。また JACL のフィル・シゲクニ (Phil Shigekuni) は、JACL リドレス委員会の意見を引用する形で「黒人の場合、政府は彼らに起こったことに責任がない」一方、日系人の場合は「その時に直面した問題や今直面している問題を引き起こしたのは、政府の直接的な行為だった」と主張した。³¹しかし、ラングレンはこれに対して「私たちの憲法は黒人を完全な人間ではない存在だと明確に定義したのです。そして最高裁の判決に基づき奴隷制を公的に容認しました。憲法に書き込むこと以上に直接的なことはできません。要するに政府の総力を挙げて奴隷制を支持したのです」と再反論した。³²つまりラングレンは、連邦政府の実質的な奴隷制支持を引き合いに出すことで、連邦政府の責任問題の観点から奴隷制賠償を強制収容とリドレスの議論の枠組みから取り除こうとする JACL の主張に反駁したのである。

以上のように、共和党議員のラングレンと JACL の活動家たちはリドレスと奴隷制賠償をめぐる議論を交わした。さらに、公聴会には強制収容と奴隷制を比較しながら黒人への賠償を訴える活動家もいた。例えばシアトルで開催された公聴会では、連邦政府に奴隷の子孫への賠償を求めるために 1960 年代に設立された「民族自決委員会 (Self Determination Committee; 以下、SDC)」のメンバーが証言した。³³その一人であるゲイロード・キニー (Gaylord Kinney) は、黒人に対する賠償の要求と「強制収容所で不法監禁されたことによって被った損害の救済を求める日本人の要求」との「顕著な違い」を述べた。それは、「アメリカ日系市民の被ったもの」は「市民権侵害」であり、「黒人が奴隷にされたことによって被った人権侵害」とは本質的に異なるという主張であった。³⁴ここでキニーは「人権」の概念を持ち出しながら、奴隷制と強制収容による権利侵害の差異化を図ろうとする。その前提の下で「罪深き捕獲と奴隷化の問題に取り組むことを拒否する」アメ

リカ政府の姿勢を「根本的問題」として提示するのである³⁵

キニーが所属するSDCはリドレスに反対ではなかったものの、黒人への賠償が優先されるべきだと考えていた。³⁶ 『ロサンゼルス・センチネル (*Los Angeles Sentinel*)』紙の1982年1月28日の記事によれば、JACL事務局長のロン・ワカバヤシ (Ron Wakabayashi) とSDC代表のロバート・ブロック (Robert Brock) が接触し、ブロックは黒人が何も受け取っていない一方でなぜ日系人が賠償金を受け取るのかと疑問を投げかけたという。³⁷ このように彼らは、黒人には日系人以上に賠償を請求する強い正当性があると考えていた。そして先述のキニーの発言が示すように、強制収容が「市民権侵害」である一方で奴隷制は「人権侵害」として峻別する認識は、その論拠の一つとなったのだ。これに対してワカバヤシは、憲法が黒人奴隷に「市民権」を認めていなかった一方で、日系人戦時強制収容の対象の多くは「合衆国市民」であったと主張し、黒人と日系人への不正行為を同列に語ることはできず、賠償の方法も異なると述べた。³⁸ このようにワカバヤシは、被収容者の多くが「市民」であったと強調することでブロックの主張を躲したのである。SDCの活動が実を結ぶことはなかったが、ブロックとワカバヤシの議論の応酬は、JACLにとってSDCが決して無視できない存在であったことを物語っている。

共和党議員のラングレンは奴隷制賠償とリドレスのいずれにも反対だった一方、黒人賠償活動家は奴隷制賠償の達成を目指していた。ラングレンと黒人賠償運動家の目指す方向は全く異なっていたが、本節で見たように彼らは共に奴隷制賠償を持ち出しながらリドレスについて発言した。これらに対してJACLの活動家たちは、強制収容被害者の多くが「市民」であったことや、連邦政府の責任の有無を論じた。奴隷制賠償との関連付けによりリドレスの達成が困難になると危惧していた彼らは、奴隷制と強制収容の違いを強調するという戦略を取ることで、リドレスをめぐる議論に奴隷制賠償を組み込むことを断固として拒否したのである。ただし次節で示すように、リドレスと他の歴史的不正行為への賠償をめぐる議論はリドレス法案の提出後に再燃することになる。

第三節 歴史的先例の提示——金銭的リドレスの正当性をめぐって

ここからは連邦議会へと提出されたリドレス法案をめぐる審議を検討する。調査委員会は1983年に報告書を公表し、強制転住・収容が起きた歴史的な原因は、人種偏見、戦時ヒステリア、政治的指導力の欠如であったと結論付け、2万ドルの個人賠償と謝罪および教育基金の設置を連邦議会に勧告した。³⁹その後JACLと日系連邦議会議員は、調査委員会の勧告の実施を求めるリドレス法案の可決に向けて立法活動を加速させることになる。

以下、リドレス法案に関する一連の流れを大まかに確認したい。1983年には合計5つの法案が上下両院へと出され、公聴会が上下両院で開催されたものの全て小委員会で消滅した。⁴⁰1985年にも上下両院に法案が出され、下院では公聴会が開催されたが廃案となり、上院では公聴会の開催すらされなかった。⁴¹このように法案は悉く廃案となったが、1987年に提出された法案が公聴会を経て初めて本議会上程され、レーガン大統領による署名を経て可決することになる。⁴²先行研究では各公聴会の議論の内容がまとめられているが、詳細な分析はされていない。⁴³本節では小委員会での公聴会において強制収容やリドレスをめぐる如何なる議論が交わされたのかを、奴隷制といった他の歴史的な不正行為への賠償との関連性に注目しながら分析する。

いずれの公聴会でもリドレスと他の歴史的な不正行為への賠償との関係性は頻りに議論的になった。リドレス法案賛成派は、法案の可決が他の不正行為に対する賠償請求の先例になるため金銭的措置を行うべきでないとする反対派の主張に直面することになる。⁴⁴こうしたリドレスと他の不正行為への賠償に関する議論は、強制収容犠牲者に対して金銭を支払うことの正当性をめぐる議論と、リドレスが他の賠償の先例となるか否かをめぐる議論に大別できる。以下、具体的に検討する。

第一の議論においては、そもそもアメリカ史において過去に起きた不当行為を是正する取り組み自体は稀なことではなく、むしろ多くの事例があり、強制収容へのリドレスもそうした取り組みの延長に位置付けられるとの主張がなされた。金銭的リドレスの正当化に向けて法案賛成派は、1983年から1987年までに開催された公聴会において、多くの歴史的な先例があると述べながら次の二つを頻りに取り上げた。一つは、先住民部族が過去に失った土地に対して、国家が賠償金を支

払うことで解決するために制定された1946年の「インディアン請求委員会法 (Indian Claims Commission Act; 以下、ICCA)」であり、もう一つは1971年のワシントンD.C.で行われたベトナム反戦デモに参加して不当逮捕された人々への損害賠償金である⁴⁵。

ICCAに関しては、調査委員会の特別弁護人を務めたアンガス・マクベス (Angus Macbeth) が1987年の下院公聴会において、国家の謝罪行為として調査委員会が勧告した救済措置が議論の的になっているとしながらも「一般論として、この種の行為には歴史的な先例があります。1946年に議会はインディアン請求権法を成立させ、インディアン部族が過去に違法で不適切・不公平な扱いを受けたとして連邦政府に請求できるようにし、過去40年間にこの法律に基づいて何百万ドルもの支払いがインディアン部族に行われてきました」と主張した。⁴⁶このようにマクベスはICCAを先例として引き合いに出し、基金の創設や強制収容被害者への金銭の支払いは歴史上特殊なことではないと述べた。これと同様の語りは各公聴会で繰り返され、JACLが小委員会に提出した文書にも、調査委員会が提案した救済策は決して「ユニークなものではない」という主張とICCAの事例が記されていた⁴⁷。

またベトナム反戦デモ参加者への損害賠償金について、例えば日系組織の一つである「リドレス／賠償を求める全国連合 (National Coalition for Redress/Reparations)」のゴードン・ナカガワ (Gordon Nakagawa) は1984年の上院公聴会において、調査委員会メンバーであったロバート・F・ドライナン (Robert F. Drynan) 神父が「救済と賠償を求める日系人コミュニティの闘いに匹敵する別々の事例が少なくとも二つあると主張している」として「1978年9月30日、アメリカ・インディアン委員会が500件以上の請求を解決し、総額8億ドルの賠償金を支払うことになった」ことや「1980年12月には、合衆国政府が不当に投獄された1318人の反戦デモ参加者それぞれに1万ドルを支払った」ことを金銭的リドレスの先例として提示した⁴⁸。

さらにリドレス法案賛成派は、金銭の支払いが将来における市民の権利侵害の抑止に不可欠な要素だとして、その必要性を訴えていた。例えば「リドレスに関するワシントン連合 (Washington Coalition on Redress)」の共同会長であるチャールズ・カトウ (Charles Kato) は「金銭的な補償」の前例はいくつも存在するとして、金銭の支払いを伴うリドレスの必然性を示すと同時に「むしろ金銭的なリドレスが認められなければ、悪い前例になりかねません。私たちの法律が金銭的な支払いを求めるのは、将来の公的指導者たちが再び市民の権利を侵害す

ることを阻止するためなのです」と主張した。⁴⁹すなわち「金銭的な補償を伴わない単純な謝罪だけでは、今後の違反行為を止めるには不十分」であり「金銭的な補償は憲法上の権利の侵害に対して正当化されるだけでなく、将来の行動を抑止するためにも必要」なのであった。⁵⁰

以上のように、公聴会においてリドレスは決して「急進的な」ものではなく⁵¹、むしろ「アメリカの法律や歴史の中に」多くの先例があり、その系譜に連なる行為だと幾度となく語られた。⁵²そして金銭の支払いは今後同じ過ちを繰り返さないための重要な要素として提示されたのである。

第四節 強制収容例外論の展開——リドレスの 非先例化をめぐる

前節ではリドレスがアメリカ史上特別なものではないとして、歴史的先例と共にその正当性が主張されたことを確認した。それに続けて本節では、リドレスが他の賠償の先例となるか否かをめぐる議論の内実を検証する。

リドレス法案の可決が他の集団による賠償請求の引き金となるのではないか、日系人運動家たちはこの主張に反論する必要に迫られていた。そこで重要となったのは「日系アメリカ人の排除と拘留」を「行政上の命令による憲法の破壊」という点で他に類を見ないものだと主張することであった。⁵³具体的に彼らは連邦政府による直接的な行為が「アメリカ市民」としての権利を否定した点で、日系人強制収容はアメリカ史上先例なき事例であると主張した。例えば、1983年の上院公聴会でJACLのジョン・タテシ(John Tateishi)は、金銭的リドレスによって他の集団にも金銭を支払う状況が生じる可能性があるという意見に対して、以下のように応答した。

日系アメリカ人と抑留の状況は、人種を理由に市民としての権利を全面的に否定された唯一のアメリカ市民集団であるという意味で、他とは異なるユニークなものです。

黒人の場合は、政府が奴隷の輸入を許可したとしても、政府の行動が奴隷制という状況を作り出したわけではありません。アメリカ政府が自国民に対して行動したわけではありませんでし

たし、ネイティブ・アメリカンの場合もそうではありませんでした。

それは、別々の国の間で結ばれた条約が破られたということですから。日系人抑留の場合は、アメリカ市民が自国の政府によって恣意的に市民としての権利を否定されたわけであり、これは記憶に留めておくべき非常にユニークな違いなのです。⁵⁴(下線は筆者による)

このようにタティシは「市民としての権利」を連邦政府が直接否定した点で日系人の戦時経験は特殊な事例だと強調した。これは調査委員会による公聴会で JAACL 指導者らが奴隷制賠償とリドレスをめぐる議論の中で示した姿勢と共通している。ただし、法案をめぐる公聴会においてリドレス法案賛成派は黒人や先住民の事例のみならず、南西部のヒスパニック系住民への制度的差別、メキシコからの非正規滞在者に対する基本人権の侵害、大陸横断鉄道の建設における中国人移民労働者への差別的処遇など様々な事例を挙げながら、これらに対しても同様の観点から日系人強制収容との境界線を明確に引いたのであった。⁵⁵このように日系人の強制収容経験は先例のないものであり、「リドレスを与えるための事実のおよび法的な根拠」が他のマイノリティ集団と「同じではない」からこそ、リドレスが他の歴史的不正行為への賠償の先例とはならないと主張したのである。⁵⁶

さらにリドレス法案賛成派は、連邦政府によって被害を受けた本人のみが金銭の支払い対象であり、リドレスが先例にはならないと訴えた。例えば「日系アメリカ人市民協会立法教育委員会 (Japanese American Citizens League Legislative Education Committee)」の代表であるグレース・ウエハラ (Grayce Uyehara) は 1987 年の下院公聴会で以下のように述べた。

金銭的な救済措置は、政府から非人道的で不当な扱いを受けているエスニック集団からの同様の請求を招くのではないかとこれはパンドラの箱の質問です。支払いの対象となるのは、大統領令 9066 号の被害者である個人に限られます。これは重要な点です。相続人が支払いを受けることはありません。今生きている人たちの中で、人種やエスニシティを理由に連邦政府から直接被害を受けた人を探すと、日系人の強制収容は前例のないものとして目立ちます。⁵⁷

このようにウエハラは、金銭支給対象者が連邦政府の強制収容政策によって被害を受けた生存者のみであると強調し、リドレスが他の賠償の先例にならないと論じた。その上でリドレス法案賛成派は、強制収容犠牲者がまだ生きているからこそ、一刻も早く救済措置を講ずるべきだと訴えていた。⁵⁸

本節で見たように、リドレス法案賛成派は強制収容をアメリカ史において例外的な事件だと強調していた。そこにはリドレスが他の歴史的不正行為への賠償の先例にならないと示すことで、リドレス法案反対派の意見を抑え込むという狙いがあった。強制収容が厳密には他の事例とは異なるアメリカ史上特殊なケースであり、金銭の支給対象が強制収容による被害を受けた生存者に限定されるとして、リドレスは先例を作らない例外だと論じたのである。

第五節 リドレスと「人権」——道徳的義務としての法案可決

前節ではリドレスの非先例化をめぐる議論を確認した。これを踏まえた上で、本節では「人権」と「道徳」をめぐる語りに注目したい。コゼンによれば、1987年と1988年の本議会審議で強制収容が「市民権侵害」と規定された一方、リドレスはアメリカ例外主義を補強する「道徳的権威」の証左と見なされ、「世界の人権リーダー」としてのプレゼンスを発揮する前提として機能したという。⁵⁹これはCLAの条項に、「この法律の目的」は「他国による人権侵害に対する合衆国の懸念の表明をより信頼性のある誠実なものにすること」だと記されたことから明らかであろう。⁶⁰A・ナオミ・パイク (A. Naomi Paik) によると、同条項の導入はアメリカの権利侵害を曖昧化させ、同時に「人権侵害」をアメリカではなく本質的に「他国」の問題へと還元させる役割を果たしたという。⁶¹このようにCLAの成立は当時の国際舞台での人権や道徳をめぐる問題と密に連動していた。しかし、この条項はCLA制定時に突如出現したわけではなく、リドレス運動推進側が提出した1983年の法案に既に明記されていた。⁶²そのため、リドレスを人権や道徳から正当化する発想は連邦議会議員の利害関心のみならず、むしろ法案可決を目指す日系人運動家たちの語りの戦略を反映、あるいは結合させたものとみるべきであろう。そこで本節では公聴会において、法案をめぐる如何なる語りがあったのかを、「人権」と「道徳」という言説に注目しながら検討する。

前節で確認したように、強制収容は「市民」の権利を侵害する行為として語られた。ただし1980年代前半の公聴会の段階では、強制収容を「人権」の侵害と見なす語りも同時に存在した。例えば、1984年の上院公聴会で自身と家族の収容経験を証言したウィリアム・キムラ (William Kimura) は、強制収容によって「自分たちの憲法上の権利が否定された」と述べた後に、アメリカは他国の人権侵害を批判する一方で、「自国民の人権を侵害したことは一切認めていない」と喝破した。⁶³キムラの証言は、端的に自身を棚上げし他国の人権侵害を非難するアメリカの自己矛盾を鋭く突いたものであり、強制収容を通して「人権侵害」の過去に向き合い「補償する」必要性を説くものであった。⁶⁴このように法案提出後の公聴会の初期段階では強制収容を人権侵害とする証言が存在したのである。

しかし、こうした語りは僅かであり、多くの証言は人権には直接言及せず強制収容を市民の権利を侵害した行為——「市民的自由の損失」や「憲法上の権利の侵害」そして「市民権の侵害」など——として批判するものであった。⁶⁵そして前節で示したように、より普遍性を有する人権ではなく、市民権の枠組みを用いた批判は強制収容をある種の限定的なものに留め、他の歴史的不正と明確に差異化させる機能を果たした。こうして強制収容を人権の侵害とする言説は後景化し、市民の権利侵害とする支配的言説が構築されることになる。

一方、リドレスは道徳的意味付けがなされながら、対外的には人権の枠組みの中で、その普遍性が強調されていく。例えば1984年の下院公聴会でミノル・ヤスイ (Minoru Yasui) は、証言書で「アメリカ側には正義、自由、万人のための平等の原則を守ることを説くだけでなく」それを「実践」していることを「世界中」に示す「道徳的義務」があると主張した。⁶⁶その上で、アメリカは「ソビエト・ロシアがアジアで苦境に立たされているアフガニスタンの人権を潰そうとする露骨な行為を非難してきました。このような私たちの表明を説得力のあるものにするためにも、また世界に自由と民主主義を広めるという私たちの公約を実行するためにも、私たちは過去の間違いを認め直す必要がある」と論じた。⁶⁷

このように法案可決を道徳的に重要な行為として示すことは、人権をめぐるアメリカの国際的な指導的立場の強化と密接に連動していた。それゆえ道徳的観点から法案可決を説く日系人運動家らの発言は、国際的視野に立ったものであり、リドレスの意義を単なる一国内における市民の権利の侵害問題に押し込めるのではなく、人権の擁護者と

してのアメリカの普遍性を世界に提示するという二面性の力学を有していた。例えば1984年の上院と下院の公聴会で法案賛成派は、リドレスを「道徳的問題」と述べ、法案の可決は「正義の理念を押し進める画期的な出来事」となり⁶⁸、「この国だけでなく、世界中の自由の象徴」になると論じた。⁶⁹さらにウエハラは、1986年の下院公聴会で、世界人権宣言はアメリカの理念だとする前年10月の国際連合総会でのレーガンのスピーチを引用した。⁷⁰またJACLのフランク・サトウ(Frank Sato)は「世界中」で「人権」と「個人の自由」を支持する国家は国内でも当然それを実践すべきだと主張した。⁷¹そして1987年、当時のJACL代表のハリー・カジヒラ(Harry Kajihira)は上下両院双方の公聴会で「憲法と権利章典に盛り込まれている理想をアメリカ合衆国が実行していると世界に伝えましょう」と訴えた。⁷²このように彼らは人権を尊重し、正義や自由の理念を掲げるアメリカが、なおかつその実践者であることを世界に発信する好機として法案可決の重要性を訴えたのである。

本節で見たように、公聴会開催の初期の時点では若干ながらも強制収容を人権侵害とする語りが見られた。しかし、そうした証言は後景化し、対内的に強制収容は「市民権」の枠組みにスライドすることになる。一方、対外的な語りの中でリドレスは「人権」の枠組みの中に留まり続けた。このように強制収容とリドレスをめぐる語りには、内・外の次元での言説的なねじれが存在したと言える。かくしてリドレス法案の可決を目指す日系人運動家たちは、アメリカの道徳的義務であり、自国の理念の実践者としての側面を世界に示す行為として法案可決を求めた。CLAは本議会での審議を経て「人権リーダー」たるアメリカの道徳的優位性を世界に示す象徴として成立に至ったが、それは法案可決を訴える日系人運動家らが小委員会の公聴会で示した正当化の戦略を既定路線として、本議会で醸成したものだったのだ。

おわりに

本論では、1980年代のアメリカにおける強制収容とリドレスをめぐる議論を、奴隷制といった他の歴史的な不正行為への賠償との関連性に注目しながら検討した。従来の研究史では日系コミュニティ全体が一丸となって邁進する姿勢や、他のマイノリティ集団との連帯が強調される反面、運動内でのマイノリティ側の軋轢や衝突が閑却されてき

た。近年ではリドレス運動に対する黒人の否定的立場とその要因を解明する実証的な研究も現れているが、その関心はマイノリティ間関係論に終始する傾向にあった。対して本論では、調査委員会による公聴会から小委員会での議論にまで分析射程を広げつつ、「市民権」と「人権」をキーワードとして、強制収容とリドレスに関する議論が他の歴史的不正行為をめぐる認識との関連性からどのように展開したのかを考察した。

これまでの研究では、1988年にリドレスがアメリカをポスト冷戦期における世界の道徳的リーダーとして形成する重要な要素になったとされてきた。⁷³確かにリドレス法案は、冷戦末期という国際的な政治状況の動きに伴って可決した。⁷⁴しかし本論で示したように、それは一方的なアメリカ政府によるリドレスの利用ではなかった。むしろ、この運動の正当性をめぐる議論の合意形成過程において、日系人側もまた積極的にその枠組みを提示していたのである。以下、本論の内容を再確認したい。

1981年に全米各地で開催された公聴会の時点で、既にリドレスは国際社会において人権の擁護者たるアメリカが向き合うべき重要な行為だと広く主張されていた。そうした語りは1983年の法案提出以降、小委員会の公聴会からCLAが成立する本議会審議まで継続することになる。ただし、1981年の公聴会では強制収容が市民権と人権の双方を侵害した行為として多くの人々が論じていたにもかかわらず、一部の保守派議員や黒人活動家によって奴隷制への賠償が持ち出された際にJACL指導者らは、政府による強制収容の被害者の多くが「市民」であることを前面に押し出すことで、リドレスをめぐる議論に奴隷制賠償を組み込むことを拒否する立場を固持した。ここに強制収容が人権侵害の埒外に置かれた重要な要因とJACL側の戦略を見て取ることができる。従来の研究では、アメリカが道徳的リーダーとして新たな世界秩序に君臨する上で、戦時下におけるラテンアメリカ諸国日系人の強制連行の記憶を否認することが不可欠だったとされてきた。⁷⁵そのため強制収容を「市民権」の枠組みで解釈することは、こうした記憶を封じ込める上で必要だったわけである。⁷⁶この考察には筆者も賛同するが、本論が明らかにしたように、強制収容が「人権侵害」ではなく「市民権侵害」となった決定的要因の一つとして奴隷制への賠償問題も大きな位置を占めていたのだ。

こうしたリドレスと他の歴史的不正行為への賠償の関係性は、1983年のリドレス法案提出以降の公聴会でも論点の一つとなった。ただし、

ここでリドレス法案賛成派はリドレスの正当化と非先例化に向けて、一見矛盾するようにも見える錯綜した語りを展開した。すなわち、彼らはリドレスを歴史的先例の系譜に位置付けることで金銭を伴うリドレスの歴史的必然性を示しながらも、それと同時に日系人強制収容を先例のない事件とも述べることで、リドレスが他の歴史的不正行為への賠償の先例になるというリドレス法案反対派の意見を抑え込もうとしたのである。このように、一方ではリドレスを歴史的な先例の系譜に位置付けながらも、他方では先例を作らない例外として提示するという二重の語りを通して、リドレス法案の可決は、その正当性が担保されながらも他の賠償を将来引き起こすことのない、いわば本質的にアメリカの社会秩序と体制を脅かさないものとして語りなおされた。

コゼンの研究を踏まえるならば、ここで重要なのは強制収容とリドレスをめぐる語りに内・外の次元での言説的なねじれが生じたことであろう。対内的な議論の形成過程では、他の歴史的賠償問題との関連性に疑念を抱く反対派の主張に抵抗する形でリドレス運動推進側が強制収容を人権ではなく市民権の問題とする支配的言説を構築した。一方で対外的にリドレスは、人権を尊重し、世界に掲げる理念を実践している民主主義国家アメリカの存在を発信する重要な要素として語られ続けた。

このようにリドレス運動は、対内的な語りの相手と対外的なそれとの間で異なる機能を果たす二面性を常に孕みながら展開したのである。そしてこの二面性を可能にした「市民権」と「人権」という表裏一体を成す概念の操作により、最終的に強制収容は国家的枠組みの中で狭義に捉えられ、同時にリドレスはグローバルな枠組みの中に位置付けられた。⁷⁾こうして見るとリドレスという史上「例」を見ない「成功」の物語は、日系人強制収容と他の歴史的不正行為をめぐる包摂と排除の語りが埋め込まれた交渉の末に成立したと言えるだろう。

Notes

1. 例えば次を参照。Roger Daniels, Sandra C. Taylor, and Harry H. L. Kitano, ed., *Japanese Americans: From Relocation to Redress*, rev. ed. (Seattle: University of Washington Press, 2001). なお別稿で筆者は、日系組織間の関係性を中心にこの「成功」物語の批判的再考を行った。拙稿「アメリカ合衆国における二つのリドレス運動の衝突と交錯——『戦時民間人転住・収容に関する委員会』の設置をめぐって」『歴史』東北

- 史学会、135 (2020)、(左) 1-28 頁。
2. Leslie T. Hatamiya, *Righting a Wrong: Japanese Americans and the Passage of the Civil Liberties Act of 1988* (Stanford, California: Stanford University Press, 1993); 竹沢泰子『日系アメリカ人のエスニシティ——強制収容と補償運動による変遷』東京大学出版会、1995 年; Mitchell T. Maki, Harry H. L. Kitano, and S. Megan Berthold, *Achieving the Impossible Dream: How Japanese Americans Obtained Redress* (Urbana: University of Illinois Press, 1999); Alice Yang Murray, *Historical Memories of the Japanese American Internment and the Struggle for Redress* (Stanford, California: Stanford University Press, 2008); 土田久美子「日系アメリカ人リドレス運動の展開過程——集合的アイデンティティと制度形成」博士論文、東北大学、2008 年。
 3. Maki, Kitano, and Berthold, 233; Hatamiya, 155-56.
 4. Cathleen Kiyomi Kozen, “Justice and Its Others: On the Politics of Redress for Japanese Latin Americans” (PhD diss., UC San Diego, 2016); Greg Robinson, “The Paradox of Reparations: Japanese Americans and African Americans at the Crossroads of Alliance and Conflict,” in *Minority Relations: Intergroup Conflict and Cooperation*, ed. Greg Robinson and Robert S. Chang (Jackson: University Press of Mississippi, 2017), 159-87. 第二次大戦中にラテンアメリカの 13 カ国から日系人 2264 人が、アメリカに連行され強制収容された。彼らの戦時経験の詳細は次を参照。山倉明弘『市民的自由——アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』彩流社、2011 年。
 5. Robinson, 160.
 6. *Ibid.*, 173-76.
 7. Maki, Kitano, and Berthold, 141, 175; Kozen, 162-63.
 8. Kozen, 155-56, 165-66.
 9. *Ibid.*, 148-49.
 10. *Ibid.*, 169-71.
 11. *Ibid.*, 156, 168-71; *Civil Liberties Act of 1988*, Public Law 100-383, 100th Cong., 2d sess. (August 10, 1988).
 12. Robinson, 180-81.
 13. Maki, Kitano, and Berthold, 64.
 14. Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians (以下、CWRIC), *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians* (San Francisco: The Civil Liberties Public Education Fund, 1997), xvii.
 15. CWRIC, *Public Hearings*, Volume 6, New York, NY, November 23, 1981, 5-6.
 16. *Ibid.*, 6-7.
 17. CWRIC, *Public Hearings*, Volume 4, Seattle, WA, September 11, 1981,

- 156.
18. CWRIC, *Public Hearings*, Volume 2, Los Angeles, CA, August 5, 1981, 83.
 19. CWRIC, *Public Hearings*, Volume 3, San Francisco, CA, August 13, 1981, 68.
 20. CWRIC, *Public Hearings*, Volume 5, Chicago, IL, September 22, 1981, 352-53.
 21. Robinson, 169.
 22. *Ibid.*, 169-70.
 23. *Ibid.*, 169.
 24. Bill Ong Hing, *Making and Remaking Asian America through Immigration Policy, 1850-1990* (Stanford, California: Stanford University Press, 1993), 170.
 25. ドレット判決の概略については次を参照。Paul Finkelman, *Dred Scott V. Sandford: A Brief History with Documents* (Boston: Bedford Books, 1997).
 26. CWRIC, *Public Hearings*, Volume 1, Washington, D.C., July 14, 1981, 314.
 27. *Ibid.*
 28. “‘No support’ for monetary redress in Congress, warns Lungren to JA groups,” *Pacific Citizen*, July 31, 1981.
 29. CWRIC, *Public Hearings*, Volume 2, Los Angeles, CA, August 4, 1981, 162.
 30. *Ibid.*
 31. *Ibid.*, 163.
 32. *Ibid.*
 33. SDC については次を参照。Stephen E. Atkins, *Holocaust Denial as an International Movement* (Connecticut: Praeger, 2009), 185.
 34. CWRIC, *Public Hearings*, Volume 4, Seattle, WA, September 11, 1981, 58.
 35. *Ibid.*, 59.
 36. 公聴会での発言の詳細に関しては次を参照。 *Ibid.*, 51-59.
 37. Robinson, 181; “Black Groups Sets Meeting,” *Los Angeles Sentinel*, January 28, 1982.
 38. “Black Groups Sets Meeting,” *Los Angeles Sentinel*, January 28, 1982.
 39. CWRIC, *Personal Justice Denied*, 459, 462-63.
 40. Maki, Kitano, and Berthold, 139-46.
 41. *Ibid.*, 153-56.
 42. *Ibid.*, 167-86.
 43. *Ibid.*, 138-46, 150-56, 167-72.
 44. House Committee on the Judiciary, *Japanese-American and Aleutian War-time Relocation: Hearings on H.R. 3387, H.R. 4110, and H.R. 4322*, 98th Cong., 2nd sess. 1984, 86.
 45. 他の事例としては、例えば第二次大戦時の戦争捕虜や民間人への補償金、リドレスに最も密接に関連する例として第二次大戦時に解雇

- されたカリフォルニアの州、郡、市の元日系人職員への補償金などが提示された。Senate Committee on Governmental Affairs, *Recommendations of the Commission on Wartime Internment and Relocation of Citizens: Hearings on S. 2116*, 98th Cong., 2nd sess., 1984, 111; House Committee on the Judiciary, *Civil Liberties Act of 1985 and the Aleutian and Pribilof Islands Restitution Act: Hearings on H.R. 442 and H.R. 2415*, 99th Cong., 2nd sess. 1986, 866.
46. House Committee on the Judiciary, *Legislation to Implement the Recommendations of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians: Hearing on H.R. 442 and H.R. 1631*, 100th Cong., 1st sess., 1987, 194.
 47. House Committee, *Japanese-American and Aleutian Wartime Relocation*, 611-12.
 48. Senate Committee, *Recommendations of the Commission on Wartime Internment and Relocation of Citizens*, 111.
 49. *Ibid.*, 180.
 50. *Ibid.*
 51. House Committee, *Civil Liberties Act of 1985 and the Aleutian and Pribilof Islands Restitution Act*, 866.
 52. *Ibid.*, 120.
 53. House Committee, *Legislation to Implement the Recommendations of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*, 242.
 54. Senate Committee on the Judiciary, *Japanese American Evacuation Redress: Hearing on S.1520*, 98th Cong., 1st sess., 1983, 378.
 55. House Committee, *Japanese-American and Aleutian Wartime Relocation*, 642.
 56. *Ibid.*, 641.
 57. House Committee, *Legislation to Implement the Recommendations of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*, 243.
 58. *Ibid.*, 107.
 59. Kozen, 166, 169-70.
 60. *Civil Liberties Act of 1988*.
 61. A. Naomi Paik, *Rightlessness: Testimony and Redress in U.S. Prison Camps since World War II* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2016), 23.
 62. Senate Committee, *Japanese American Evacuation Redress*, 487.
 63. Senate Committee, *Recommendations of the Commission on Wartime Internment and Relocation of Citizens*, 606.
 64. *Ibid.*
 65. 例えば次を参照。 *Ibid.*, 3, 40, 180, 372.
 66. House Committee, *Japanese-American and Aleutian Wartime Relocation*,

- 645.
67. Ibid.
68. Senate Committee, *Recommendations of the Commission on Wartime Internment and Relocation of Citizens*, 107-08.
69. House Committee, *Japanese-American and Aleutian Wartime Relocation*, 601.
70. House Committee, *Civil Liberties Act of 1985 and the Aleutian and Pribilof Islands Restitution Act*, 566.
71. Ibid., 546.
72. House Committee, *Legislation to Implement the Recommendations of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians*, 235; Senate Committee on Governmental Affairs, *To Accept the Findings and to Implement the Recommendations of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians: Hearing on S. 1009*, 100th Cong., 1st sess. 1987, 16.
73. Kozen, 169.
74. ただし 1980 年代後半の日米関係や日本側からアメリカ政府への要請なども「成功」の背景的要因であったと考えられる。この点はロンダ・V・マギー (Rhonda V. Magee) が黒人の運動との比較から論じているが、今後はより実証的な研究の進展が望まれる。Rhonda V. Magee, “The Master’s Tools, from the Bottom Up: Responses to African-American Reparations Theory in Mainstream and Outsider Remedies Discourse,” *Virginia Law Review* 79, no. 4 (May 1993): 908-09.
75. Kozen, 156, 169-70.
76. Ibid.
77. Ibid., 167-69.